

自動車事故などにあわれたことによる

「外傷性疾患（ケガ）の負傷原因」の照会へのご協力をお願い

当健康保険組合では、被保険者の皆さまからお預かりしている大切な保険料を公平かつ適切に運用し、医療費の適正化を図るために、医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）の内容点検を行っております。

このたび、さらに医療費の適正化を目指すため、「外傷性疾患（ケガ）の原因」が加害者側に医療費を請求する「交通事故等によるもの」、あるいは、「業務上や通勤途上のケガ等によるもの」に該当するかを確認する業務を「株式会社大正オーディット」に委託することとしました。

つきましては、外傷性疾患（ケガ）で受診された皆さまに、照会の文書が届く場合があります。

なお、照会文書は、レセプト処理の関係から、医療機関での受診後、2～3 か月後に郵送されます。

お手元に届いた場合には、速やかにご回答のうえ、ご返送いただきますよう、お願いいたします。

■委託業者：株式会社大正オーディット

株式会社大正オーディットは、個人情報保護を踏まえた「健康保険組合の業務」を支援する専門業者です。

業務委託により知り得た個人情報の取扱いに関しては、他の目的には一切使用しないよう契約書を締結しております。

事故や第三者行為によるケガの治療時は、すぐに健康保険組合へ連絡しましょう！

自動車事故やケンカ等、第三者の行為が原因でケガをしたときの医療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかしながら、労災保険の対象となる「業務上や通勤災害によるケガ」でなければ、健康保険による治療を受けることができます。この場合、被保険者は、「**第三者行為による届出**」の書類を健康保険組合に提出する義務があります。（健康保険法施行規則第 65 条）

この届出を受けて、健康保険組合では治療費を立替払いし、後日、加害者（または加害者が加入する保険会社）に対して、請求することになります。（健康保険法第 57 条）